

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

水戸市長

市町村名 (市町村コード)	水戸市 (08201)
地域名 (地域内農業集落名)	酒門 (上大野、酒門、吉田、緑岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月25日 (第1回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

上大野では、国営茨城中部土地改良事業（大野団地）において集積・集約が行われている。当該団地の周辺には中小規模の自作農家が多く、高齢化による離農の増加に合わせ、担い手確保に努める必要がある。また、酒門、吉田、緑岡では、宅地や商業施設等の開発が進んでおり、開発状況に応じた農地の利用が求められる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

上大野では、水田を中心に担い手への集積・集約化を推進する。また、地域農業者の高齢化等に対応するため、畑作に取り組む後継者及び新規就農者の確保を図る。酒門・吉田・緑岡では、農地転用が増加しているものの、露地野菜、かんしょ及び施設園芸の担い手もあり、営農継続と経営発展に向け、担い手への集積・集約化を促進する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	530.44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	530.44 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として農振農用地とし、今後特に農業利用の促進が求められることとなった区域がある場合は、地域協議の結果に基づき編入の可否を決定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
上大野では、国営土地改良事業の実施区域を中心に、中間管理事業による担い手への水田等の集積・集約化を更に推進する。酒門、吉田、緑岡では、既存の担い手の営農継続や経営発展に向け、開発の動向も踏まえながら集積・集約化を推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域集積管理組合を設立して集積協力金等を活用した地域において、中間管理事業の更なる活用を促進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
上大野においては、土地改良事業等の実施されていない区域について、地域の機運に応じ、大区画化及び高収益化を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手以外の自作農家による営農が、当面の間、継続するものと見込まれているが、高齢化を踏まえ、必要に応じて地域協議を開催し、関係機関と連携して担い手の誘致活動等を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水戸市農業公社の農作業受委託を活用するほか、必要に応じて農業支援サービス事業者等の活用も検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

既存の担い手への集積・集約化を進めるとともに、大規模施設園芸等の担い手の営農継続・規模拡大、有機農業での新規就農等を推進する。また、新たに立ち上げた多面的活動組織の活動を支援する。